平成２３年（フ）第２４号
大津市美空町２番６―106号
債務者　吉見　知明
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大濵　巌生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
名古屋市西区上小田井１丁目47番地　ブルーウェーブマンション501号
債務者　新和工業所こと　田中　政夫
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　積木　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１９号
埼玉県草加市栄町３丁目４番24―511号
債務者　益子　宏章
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山越　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
堺市南区竹城台１丁２番11―408号、前住所堺市南区三原台２丁４番１―208号
債務者　入星　美輝
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸野　敏雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
堺市中区深井東町320　ライフパートナー深井、住民票上の住所堺市中区陶器北1525番地１
債務者　石田　昭夫
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸野　敏雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
大阪府堺市南区原山台５丁３番３―1209号
債務者　河野　孝弘
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩田　　勲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３２号
岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里１丁目１番１号
債務者　眞壁　　学
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２３年（フ）第３号
岩手県遠野市宮守町下宮守20地割41番地９、旧住所岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南荒巻28番地42
債務者　板倉　辰美
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２３年（フ）第８号
山形県米沢市窪田町窪田1490番地の33
債務者　山田久美子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第９号
山形県南陽市赤湯3164番地の10
債務者　龍毛　幹夫
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第４４６号
千葉県印西市小倉台１丁目３番地１棟812号
債務者　齊藤　　登
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４５８号
千葉県八街市八街ろ165番地357
債務者　緑川　政一
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４７８号
千葉県佐倉市上志津1063番地３　アルファグランデユーカリが丘307号室
債務者　藤原　　崇
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４８１号
千葉県印旛郡酒々井町中央台１丁目14番５フライハイト202
債務者　木間　裕子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４８２号
千葉県成田市不動ケ岡1961番地１　アバンツァートヒロタ504
債務者　黒川　賢一
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４８６号
千葉県白井市根1780番地の79
債務者　矢野　光一
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４９６号
千葉県佐倉市城644番地４、住民票上の住所千葉県印西市亀成351番地
債務者　武藤　有佳
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部